平成17年 3月 1日 教委要綱第 2 号

(目的)

第1条 この要綱は、不登校傾向又は軽度発達障害等で集団での授業に参加できない 児童生徒及びその他学習支援を必要としている児童生徒に対し、将来教職に就きた いと考えている大学生の協力を得て、学校教育支援学生サポーター配置事業を実施 するにあたり必要な事項を定め、児童生徒の学校生活をより豊かにすると共に学力 の向上を目指すことを目的とする。

(職務)

第2条 学校教育支援学生サポーター(以下「学生サポーター」という。)の職務は、 学校の各教科の授業において、教師の指導の下に学習等の支援を行う。

(資格)

- 第3条 学生サポーターは、次の要件を満たしていなければならない。
 - (1) 将来教職を目指しており、子どもの教育に大きな関心を持っていると認められる者
 - (2) 在学する大学から推薦された者

(委嘱)

第4条 学生サポーターは、日進市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱 する。

(任期)

第5条 学生サポーターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(活動時間)

第6条 学生サポーターの各学校における活動時間については、各自の時間に合わせ て調整する。

(謝礼等)

第7条 学生サポーターの謝礼は、1日当たり1,000円とする。

(解任)

- 第8条 教育委員会は、学生サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、その委嘱を解くことができる。
 - (1) 自己の都合で解任を申し出た場合
 - (2) 職務の遂行に支障がある場合又はこれに耐えられない場合
 - (3) 学生サポーターとしてふさわしくない行為があった場合
 - (4) その他教育委員会において設置の必要がなくなった場合 (秘密保持)
- 第9条 学生サポーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その

職を退いた後もまた、同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、学校教育支援学生サポーター配置事業に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。